



令和8年1月21日

佐賀ブロックのタクシー運賃改定申請のお知らせ

令和8年1月19日、鳥栖市の株式会社鳥栖構内タクシーから一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の申請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、佐賀ブロック（※1）において、本申請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（5割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 申請者

事業者名：株式会社鳥栖構内タクシー

住 所：佐賀県鳥栖市轟木町1836

2. 運賃改定申請の概要（普通車申請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	申請 運 賃
普通車	1. 5kmまで 900円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	1. 5kmまで 810円

【加算運賃】

車種区分	申請 運 賃
普通車	247mまで 100円

車種区分	現 行 運 賃
普通車	246mまで 80円

（※1）佐賀ブロック（運賃が適用される地域）

佐賀県全域

（※2）佐賀ブロック 事業者数及び車両数（令和8年1月19日現在）

事業者数：37者

車両数：907両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：佐藤、樹田

電話 092-472-2527



九州運輸局